

2014 年度の研究成果と本研究事業の総括
——農業・食料貿易をめぐる世界的枠組みの形成と今後の展望——

弦間 正彦 早稲田大学社会科学総合学術研究院教授
林 正徳 早稲田大学日米研究機構客員上級研究員

1. はじめに

本研究事業は、「貿易ルールの仕組み・内容とそれらが日本の農林水産業に与える影響を分析・把握し、その問題点や評価軸等にかかる基本的な材料を得ること」を目的に、2011 年度から開始された。本報告は、2014 年度事業のとりまとめであるとともに、これまでの 4 年間の研究事業を総括するものである。

今日の農産物・食料に関する貿易ルールは、WTO 協定により定められている。WTO 協定は WTO 設立協定を基本条約としてこれに付属する様々な条約により構成されているが、農産物・食料貿易に密接に関係しているのは「農業に関する協定」(農業協定)、「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」(SPS 協定)、「貿易の技術的障害に関する協定」(TBT 協定) および「知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定」(TRIP 協定) の 4 つの条約である。これら条約が GATT のもとで行われたウルグアイ・ラウンド (1986~94 年) の結果定められたことは、よく知られている。このラウンドにおける農業分野の交渉は「ウルグアイ・ラウンド農業交渉」と呼ばれ、多くのことがすでに書かれている。しかしながら、我が国でこれらに関し出版されている文献は、もっぱら農業協定に関する、とりわけ米の関税化をめぐる交渉にのみ焦点を当てており、その他の SPS 協定、TBT 協定および TRIP 協定が農産物・食料貿易において果たしている役割を等閑視しているように思われる。

周知のように、WTO のもとで開始された初のラウンド交渉である「ドーハ開発アジェンダ」(ドーハ・ラウンド) は、開始から 10 余年を経た今日なお継続している。また、発足以来 20 年を経過している WTO そのものについても、次のような課題を我々に課しているように思われる。すなわち、農産物・食品の見地から WTO 協定 (農業協定、SPS 協定、TBT 協定および TRIP 協定) は、①この 20 年の「実施の経験」に照らし貿易ルールとして有効に機能してきたのか、②貿易ルールとしてなお不十分な点があるとすればそれはどこか、そして③ドーハ・ラウンドが停滞している現状はどのような意味を持つのか。

WTO 協定やドーハ・ラウンド以外に目を転じると、今日農産物・食料貿易に関する顕著な動きは FTA、EPA など様々に呼称される地域貿易協定の締結である (名称の違いは修辭的なものであり、WTO ではすべて「地域貿易協定」

(Regional Trade Agreement) として整理されている¹。本稿もすべて「地域貿易協定」と総称する)。今日、地域貿易協定は 250 余に上るが、WTO 発足以降締結されたものが 8 割を占め、GATT 時代のものとは異なり関税撤廃のみならず WTO 協定と同様ないしそれ以上の多くの分野をカバーしているものも少なくない。ということは、WTO 協定が「グローバル・ルール」としての貿易ルールを定めているのに対し、地域貿易協定の形で「ローカル・ルール」の形成が着々と進められていることを意味する。このような状況は、①WTO によるドーハ・ラウンド交渉が停滞している一方、地域貿易協定の締結が推進されている事実をどのように理解すべきか、②農産物・食品貿易に適用される貿易ルールがどのようなものとなっているのか、そして③今後どのようなものになってゆくと考えるべきか、という問題を提起している。

以上が貿易ルールの仕組み・内容のいわば質的な側面についての国際経済法や国際政治学的な観点からの検討であるのに対し、貿易ルールが農産物・食品貿易や農業と食品産業にどのような影響を及ぼすのかという問いについての経済学的な観点からの検討も、同様に重要である。ことに、貿易ルールの仕組み・内容の変更が経済的にどのような影響を及ぼすのかに関し多くの計量分析が行われてきたことは、周知のとおりである。こうした計量分析結果については、しばしば影響評価結果の数字のみが注目され、どのような前提のもとに、どのようなモデルを用い、出された結果がどのような意味を持つのか、そしてどのような点に限界があるのか (いかなる要素が捨象されているのか) といった点が、しばしば忘れられているように思われる。したがって、経済学的なアプローチの可能性と限界について、問題を整理し理解を深めることは極めて重要である。

こうしたことから、今年度の報告は「貿易ルールの史的展開と今後の展望」および「貿易枠組みの影響分析手法と影響分析事例」の 2 つのテーマのもとに、様々な研究者・識者による貢献を掲載した。

2. 貿易ルール形成の史的展開と今後の展望

WTO により代表される今日の貿易ルールの由来は、GATT の歴史として語られている。しかしながら、WTO 協定による貿易ルールの形成過程を検討すると、戦間期の国際連盟のもとで行われた貿易問題への取り組みに端を発するものが少なくない (例えば、SPS 協定は 1927 年の輸出入禁止制限撤廃条約にさかのぼる²)。国際連盟が「関税休戦」に取り組んだことは知られているが、国際連盟が

¹ https://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm

² 林 正徳「多国間交渉における合意形成プロセス——GATT ウルグアイ・ラウンドでの

関税をはじめとする貿易問題にどのようにどのように取り組んだのかについては、知られていない。こうしたことから、まず **GATT/WTO 前史**として、貿易ルールの史的展開プロセスの再整理を試みた。次に、**地域貿易協定におけるルール形成の動向とその意味**として、いわゆる「メガ FTA」のなかでも米国と EU との間で 2013 年から交渉が開始された「環大西洋貿易投資パートナーシップ協定」(Transatlantic Trade and Investment Partnership Agreement) 交渉 (TTIP 交渉) を取り上げた。そのうえで、とかくラウンド交渉の観点からのみ関心が向けられがちな WTO について、**WTO 協定の実施と紛争処理**を取り上げた。さらに、**WTO と地域貿易協定をめぐる法的諸問題**として、TRIP 協定の地理的表示と農業補助金に関する補助金協定と農業協定の適用関係について分析した。また、地域貿易協定ではないものの「貿易自由化」に関連する国際的な枠組みである APEC を、もう一つの「貿易自由化」——**APEC** として分析した。最後に、以上を通じた貿易ルール形成を検討するための分析枠組みとともに貿易ルールのもとでの我が国の今後の農業・食品分野を検討するため、**貿易ルール形成の今後の展望と農業・農村**を取り上げた。

GATT/WTO 前史

今日の貿易ルールの起源は、**GATT** の歴史として語られている。しかしながら、**GATT** による貿易ルールは戦間期の国際連盟による取り組みに端を発するだけでなく、今日の貿易ルールの様々な要素がすでにこの時期に用意されていたことを明らかにしたのが、**国際連盟のもとでの貿易ルール形成 (林 正徳)** である。この論文は、これまで過小評価されてきた国際連盟による貿易ルール形成の取り組みのプロセスを分析することにより、今日の **WTO** による貿易ルールの起源が戦間期にさかのぼり、国際連盟による検討の成果が第二次世界大戦後のハバナ憲章や **GATT** に結実したことを明らかにした。貿易ルールの形成を戦間期の国際連盟による取り組みの延長上のものとしてとらえることにより、「貿易自由化の取り組みが関税から非関税措置に移ってきた」といった理解が誤りであり、関税とともに非関税措置をいかにして貿易ルールの下に置くかが当初の段階から問題であったこと、ルール化はむしろ非関税措置から始まったこと、貿易ルールの形成が「国家の主権を前提としつつその行使にどのような行動規範を課すのか」という課題に対する答えを見出すプロセスに他ならなかったこと、さまざまな特性を持つ分野から成る非関税措置について実効性のある貿易ルールが形成されるためには、それぞれの分野ごとの国際機関や条約といった固有のルールとともに知見の蓄積を必要としたこと、そして非関税措置に関する交渉とは「制度間調整」に他ならず、交渉目的を単純に「貿易自由化」

SPS 協定の成立と「貿易自由化パラダイム」の終焉」(2013 年)

と一括することはできないことを、明らかにしている。関連して、日本が官民ともに国際連盟による貿易ルール形成のための取り組みに関心がなく、貿易ルール形成において米をはじめとする重要品目を例外とすることに努力を傾注したこと、日本の貿易交渉に臨む「閉じたシステム」の維持という基本的な姿勢が戦間期に形成され確立したことも明らかにしている。

次の**1927年の輸出入禁止制限撤廃条約交渉とその今日的意義**(林 正徳)³は、世界初の多国間貿易交渉である同条約交渉について、交渉プロセスを交渉理論により分析するとともに、日本政府の対応を当時の交渉文書から再構成したものである。**国際連盟のもとでのルール形成**と内容的に重複するものの、これを補足する意味で本報告書に収めた。90年近く前に行われた交渉のさまざまな意味での「今日性」には、驚くべきものがある。

米国と1927年の輸出入禁止制限撤廃条約 (The United States and the International Convention for the Abolition of Import and Export Prohibitions and Restrictions) (ジェームス・グルエフ) は、米国がこの条約をどのように見ていたのかを米国政府の一次資料に基づき分析したものである。極めて興味深いことに、米国政府はこの条約をその農産物の輸出拡大のための極めて有益な手段とみなしていた。しかも、米国が当時実施していた禁酒法に基づく貿易禁止措置については、この条約の「国民の健康保護」条項ではなく「国内措置の輸入品への適用」条項により制約をまぬかれ、また関税に関しては全く拘束を被ることがないことで、米国の国内政策・制度と完全に整合的であると理解していた。こうしたことから、米国議会でも全く問題にされることなく承認を得た(ちなみに、スムート・ホーレイ法案の審議と同時期に行われた)。また、商務省においては条約署名国との間の貿易拡大効果について、関税委員会では米国で行われていた環境・野生動物保護措置との整合性についてそれぞれ検討が行われたこと、なかんずく米国政府が貿易ルールを積極的に活用する姿勢をこの当時からすでに持っていたことは、こうした戦略的・組織的検討を全く行うことなく米など一部品目の例外化にのみ関心を向けていた日本政府の対応と対極をなしており、極めて印象的である。

地域貿易協定におけるルール形成の動向とその意味

地域貿易協定については、いわゆる「メガFTA」の「WTOプラス」条項を通じた貿易ルール作りに過度の期待感がもたれているように思われる。農業・食品分野に係るWTOの農業協定、SPS協定、TBT協定およびTRIP協定(地理的表示保護条項)に関する地域貿易協定の関連条項は、(i) WTO協定の関

³ 「横浜国際社会科学研究所」(第18巻第1・2号(2013年8月)および第18巻第6号(2014年2月))に掲載された論文を、許可を得て転載した。

連条項の規定の引き写し、(ii) 協議組織の設置・通報規定、(iii) WTO 協定の規定に関する手続規定の詳細化、(iv) WTO 協定の解釈上争いがあるか交渉事項となっている事項について自国の立場を反映させた内容とするもの、および (v) WTO では認められない可能性のある事項を認知させたもの、の 5 つに分類することができる (2013 年度報告⁴)。

米国と EU との間で現在交渉されている TTIP 交渉が注目に値するのは、この交渉を通じた「制度間調整」により、WTO 協定との関係で問題を生じうる (iv) について解決のめどが見つかる可能性があると考えられるからである。こうしたことから、米国側の視点に関し、米国農務省でウルグアイ・ラウンド農業交渉からドーハ・ラウンド交渉の初期段階まで米国側の交渉担当責任者を務めたジェームス・グルエフ (James Grueff) に分析を依頼した。また、EU 側の視点については、EU との間で実質的に経済統合を進めつつあるスイスの立場から TTIP 交渉をどのように見ているのかを、スイス経済省農業局で国際部門の責任者をウルグアイ・ラウンド農業交渉からドーハ・ラウンド交渉の半ばまで務めたクリスチャン・ヘーベルリ (Christian Haerberli) に分析を依頼した。ともに実際に国際交渉に携わった経験から、純粋な学問的視点からは得られない貴重な示唆が得られると考えられた。

新たな農産物貿易ルールに向けて——ドーハ・ラウンドの失敗、米国・EU 間の FTA そして新たな多国間貿易交渉の必要性 (Developing New Rules for Agricultural Trade—Doha Round Failure, US-EU FTA and the Need for Multilateral Negotiations) (ジェームス・グルエフ) は、米国の貿易政策上の関心の焦点が WTO のラウンド交渉から地域貿易協定に移ってきているものの、あくまでも「フォーカスのシフト」に過ぎず、アプローチの変更を意味するものではないとする。TPP 交渉については、米国内では市場アクセス面で期待感が大きくなかったものの、日本の交渉参加表明以後基本的な変化があったこと、一方 EU との TTIP 交渉については 2008 年の金融危機を契機に経済的刺激と雇用の創出の必要性につき両国政府間で認識の一致があったことが背景にあるとする。TTIP 交渉の特色は、各分野を通じた「規制上の収斂」(regulatory convergence) にある。両国政府の首脳がしばしば TTIP を通じた「後にグローバル・ルール化が可能な貿易ルールの制定」について言及しているのは、ドーハ・ラウンドの失敗により生じた貿易ルール作りの空隙を埋める必要性についての認識の一致を示すものである。著者は、米国の産業界が問題視している GMO や予防原則について EU が譲歩することに懐疑的である一方、地理的表示については両国による合意が多国間ルールの基礎を与えると期待する。現在の

⁴ 林 正徳「主要国の地域貿易協定における SPS 条項——「グローバル・ルール」と「ローカル・ルール」の重畳化の事例分析」

WTO による貿易ルールはすでに 20 年を経、今日の農産物・食品分野に関する貿易ルールとして多くの課題に答えるものとなっていないことは明らかであり、ドーハ・ラウンドの不調の主要な原因の一つに主要な交渉プレーヤーによる「読み違い」「ステップの踏み違い」があったものの、2008 年の議長テキストは合意するに足る重要な価値を持っていると指摘する。ドーハ・ラウンド交渉は終結に向けて技術的にはマネージ可能であるものの、合意を行う政治的利益よりも合意を行う政治的コストの方が大きいことが交渉停滞の原因であるというのが、著者の結論である。

これに対し、TTIP 交渉を欧州側の視点から分析したのが、**米国・EU 間の環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP) 交渉とスイス農業 (A Transatlantic Trade and Investment Partnership Agreement: Implications for Swiss Agriculture)** (クリスチャン・ヘーベルリ) である。スイスは、これまでの国民投票結果などから見て、近い将来 EU に加盟することはないと見られている (1992 年には EU と EFTA との FTA である「欧州自由貿易圏」(EEA) 加入が国民投票の結果否決された)。スイス政府は EU との二国間協定を通じ関税削減・撤廃とともに、非関税措置分野については EU の制度に調和することを通じ「なし崩し」の形で EU 経済圏への統合を行ってきている (興味深いことに、EU・スイス間の二国間協定は地域貿易協定として WTO に通報されていない)。こうしたことから、スイスの制度や措置は EU がどのようにその制度や措置を変更するかに直接左右される関係にある。著者は、「地域主義」がモメンタムを増しつつあるなかで TPP や TTIP のような「メガ FTA」が国際的な権利義務の不平等を拡大することが真の問題であるとの認識のもと、TTIP 交渉がどのような内容で決着するのかを見通すことは困難であるものの、スイス農業と食品産業に大きな影響を与えることは確実であろうとする (著者の所属する国際貿易研究所が 2012 年に行った影響分析によれば、スイスの GDP への影響はシナリオにより -0.5%~+2.9%であった)。なかでも農産物市場アクセスと輸出補助分野については、大きな影響を及ぼすことが見込まれ (国内支持に関してはこれまで締結されたいかなる地域貿易協定にも規律が定められた例はない)、SPS 協定や TBT 協定、そして TRIP 協定の地理的表示に関する「規制上の収斂」すなわち「制度間調整」に関してはスイスと EU の制度との近似性に期待しつつ、TTIP 合意にスイスの制度を合わせる「第二の加盟交渉」が必要となるとしている (なお、著者はかつてスイス政府内で米国との間での FTA の締結についての検討が開始されたものの「制度間調整」に関して大きな障害があることが明らかとなり、閣議で評決が行われた結果交渉開始が否決されたことを明らかにしている。また、スイス農業が TTIP 交渉結果の如何を問わず改革を必要としているものの、ドーハ・ラウンドの停滞により改革に手戻りが生じていると指摘し、

国境措置を全廃するとともに農業支持を「緑」の補助金のみとする「WTO を超える」シナリオによるスイス農業への中期的影響のモデル分析を行ったところ、直接支払により農地面積を維持することが可能であり、環境にプラスの効果がある粗放化が実現すると結果が得られたことを紹介している。

興味深いことに、二人の著者はドーハ・ラウンドに関し 2008 年の農業交渉グループ議長テキストの内容が重要なベースであるとの見解で一致している。

WTO 協定の実施と紛争処理

WTO をめぐっては、とかくラウンド交渉と一部の著名な紛争処理ケースに関心が寄せられる傾向がある。しかしながら、WTO に設けられた常設委員会は、WTO 協定の加盟国による実施の監視、加盟国間で発生した貿易問題の早期解決、そして WTO 協定の手続面での詳細化に重要な役割を果たしている。また、紛争処理手続に移行した事案についても、一部で言われているような「食の安全」のような国内主権のコア部分についても WTO が容喙するものではないことを認識しなければならない。この点に関し、SPS 協定に関しては筆者（林）がすでに整理した⁵ことから、TBT 協定と農業協定に関して分析を行ったのが **WTO 協定の実施の現状——TBT 協定と農業協定に関し常設委員会が果たしている機能と紛争処理を中心に**（京極（田部） 智子）である。これによれば、TBT 協定に基づく常設委員会である TBT 委員会も SPS 委員会と同様、通報に基づく実施の監視、「特定の貿易関心事項」（Specific Trade Concerns）として提起することによる「ピアレビュー」を通じ加盟国間の貿易問題の早期解決が図られており、またガイドラインの制定による協定の規定の詳細化が行われてきている。農業協定に基づく常設委員会である農業委員会では、「特定の貿易関心事項」に関する検討やガイドラインの制定はなされておらず通報に基づく実施の監視の機能が中心となっているものの、途上国を含めた加盟国による農業協定のルールの実施の確保機能が果たされてきていることが明らかにされた。紛争処理事案については、両協定に関する主要なケースを取り上げ、この手続を通じ合意の実施が確保されてきていることが紹介されている。WTO とその諸協定については、ラウンド交渉の現状や一部の紛争処理ケースのみに目を奪われることなく、地道な合意の実施の経験のなかからこそ貿易ルールの改善や新たなルールの制定のための教訓を学ぶべきであろう。

WTO と地域貿易協定をめぐる法的諸問題

WTO 協定は発効以来 20 年を経過し、「実施の経験」とともに紛争処理を通じた「ケース・ロー」の積み重ねが行われつつある。さらに、WTO による貿易ル

⁵ 注 2 前掲書参照。

ールそのものについての検討もラウンド交渉などを通じて行われつつあり、またラウンド交渉が停滞する中で「WTO プラス」条項をもつ地域貿易協定の締結が盛んに行われつつあるのが現状である。ここでは、農産物・食料に特に関連がある地理的表示制度と農業補助金（国内支持・輸出補助）を取り上げた。

地理的表示に関する国際的な保護ルールと国内制度——TRIPS 協定及び地域間貿易協定における保護ルールと国内調整制度（内藤 恵久）は、TRIP 協定の保護水準と対象範囲に関する「継続交渉」規定に基づき交渉が行われている地理的表示分野について、FTA 協定との関係を取り上げたものである。地理的表示制度は EU をはじめとする欧州諸国で実施され、これをモデルとして多くの途上国でも導入が進められている。一方、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドほかの国々は、地理的表示制度による保護の強化と対象品目の拡大に反対する立場をとり、既存の登録された商標上の名称や「一般名称化」をめぐって対立している。この対立は WTO の場のみならず、これらの国々による FTA が「囲い込み」の手段として利用される傾向が顕著にみられる。このような中、米国および EU と FTA を締結した韓国がどのような内容で合意し、これを国内的に実施してきているのかは、わが国にとっても極めて関心の高いテーマである。韓国の場合、「狭い刃」の上で国際条約上の義務と国内法との整合性を確保して来ているように見える。韓国とは法体系が異なるとはいえ、TPP 交渉と EU との EPA 交渉を同時並行して行っている日本が、WTO の場で相対立する立場をとっている国々と地理的表示制度に関しどのような合意を行い、合意内容を国内的にどう実施するのかは、我が国が今後その農産物・食料の付加価値をどう担保し、国際的な評価を得てゆくのかに決定的な意味を持つと考えられる。

農業補助金をめぐる WTO 規律——いわゆる「平和条項」を手掛かりとして（京極 智子）は、農業分野に対する農業協定と補助金協定の適用関係というテーマについて、「平和条項」に着目して分析したものである。同条項が失効した現在、農業分野について WTO 協定の規律がどのように及ぶのか、今後農業補助金についていかなる貿易ルールが必要なのかを考えるうえで、重要なテーマである。（なお、GATT/WTO を通じて「農産物」についての定義がなされたのは農業協定が初めてであり（附属書 I）、「農業」のみが GATT の例外であったわけではないこと（最も顕著な例は多国間繊維協定（MFA）であった）、今なお WTO ルールの例外が存在すること（例えば内航海運分野）に注意する必要がある。また、「WTO プラス」を標榜する地域貿易協定は多いものの、国内支持の削減を内容とするものは存在しないことは、地域貿易協定の性格と特質を理解するうえで、重要である。）

もう一つの「貿易自由化」——APEC

ウルグアイ・ラウンド以後の顕著な動きの一つは、APEC を通じた「貿易自由化」の動きである。APEC について、実務経験も踏まえて分析を行ったのが **APEC における貿易自由化方式の変遷——自主性と拘束性を巡る 25 年の相克** (作山 巧) である。著者が的確に指摘するように、APEC は国際条約に基づく組織体ではないものの、様々な曲折を経つつ「貿易自由化」の推進力として機能してきていることは事実である。わが国もこのフォーラムの動向と無関係ではありえない以上、APEC の本質と機能についての的確な認識を持たなければならない。その見地から、著者が指摘する「レジーム間の相互作用」は、極めて重要である。なお、筆者(林)自身が APEC におけるいくつかの局面に当事者としてかかわった経験から、蛇足を加えておきたい。1994 年の「ボゴール宣言」の「2010 年までの自由で開かれた貿易と投資の実現」をどう理解するかは、これに基づく「大阪行動計画」を定める際に極めて重要な意味を持った。分析の結果、APEC メンバー間で自由貿易地域なり関税同盟が実現する可能性はなく、この宣言がいかなる解釈も可能である以上、農林水産分野についてもこれを目指し、これに何ら問題はないと判断された(「柔軟性」については、もともと ASEAN 諸国が主張していたこともあり我が国の農林水産分野への配慮から特に強調したことはない)。また、早期自主的自由化(EVSL)について、農林水産省が反対した事実はない。農林水産品目でこの対象とされた分野は、ウルグアイ・ラウンドの際に「関税相互撤廃」が要求されていたものであり、これを推進していた国々が APEC の場で EVSL として実現を図ろうとしたことは、明白であった。ウルグアイ・ラウンドの際に受け入れ困難であったものが数年を経ずして受け入れ可能になるはずはなく、「自主的」なものである以上これに乗ることはできないが、EVSL の取り組みを APEC として行うことには異存はないと述べた記憶がある(この問題に限らず、バランスを欠き、ウルグアイ・ラウンド交渉との関連性の視点を持たない論考が余りに多いように思われる)。

WTO、APEC ともに「貿易自由化」のための装置として見ることは正確さを欠くものの、両者を比較することはそれぞれを理解するうえで有用である。まず、APEC は、GATT や WTO 協定のような「経典」を欠く。また、メンバー国間で生じた問題の解決機能を持たない。APEC は疑似的な「貿易自由化」交渉の場ですらない。交渉の方向性とガイドラインを定める「交渉目標」が存在せず、多国間での「交渉の仲介者」の役割を担う事務局も存在しないから、非関税措置分野について「制度間調整」を行ってルール形成を行うことは不可能である(このことが、ボゴール原則の具体化であるはずの「大阪行動計画」が機能していない主因である)。APEC において、首脳会合や閣僚会合といった「政治レベル」は、メンバーである個々の国やそのいくつかで構成する FTA 形成に

よる「貿易自由化」の取り組みを「嘉し祝福する」機能を果たすに過ぎない。その反面、GATTのラウンド交渉におけるように、「交渉の枠組み」を決め、あるいは閣僚レベルでの難しい政治決断を迫られることがないことが、曲折はあるもののAPECが継続し得ている一因であると言ってよい。かといって、APECが無意味とも言えない。第一に、年1回、首脳・閣僚レベルが一堂に会することによる「ベンチマーク効果」により、様々な二国間問題の解決やFTAの形成の促進効果を果たしていることは否定できない。第二に、メンバー国の行政当局者が同一のテーマ・問題について定期的に会合し、論議をすることを通じて相互認識と理解を深めることによる「教育効果」は、然るべき場でのルール形成にとり極めて重要である（これは「認識共同体」の形成と呼ばれ、多国間でのルール形成の重要な基礎条件の一つである）。

貿易ルール形成の今後の展望と農業・食料

貿易ルールの今後の在り方と形成の方向性を見極めるうえで、農業と食料をどのようなものと理解するかが、決定的に重要なポイントである。

この観点から、国際市場における品質・安全性規律と貿易戦略（林 正徳）⁶は、農産物・食料について「大量生産・大量消費型」と「少量生産・少量消費型」の2つの「理念型」（Idealtypus）により、概念整理を行うことができることおよびその有効性を示したものである。すなわち、貿易ルールは伝統的に「大量生産・大量消費型」を想定して組み立てられてきたが、しだいに国際・国内農産物・食品市場に多様な「少量生産・少量消費型」が存在するようになってきたことから、貿易ルールもこれに対応して高度化するとともに、関連するレジームとの関連付けが行われるようになってきた。このような見方をして初めて、現在のWTOルールを理解し今後の在り方を考えることができると思われる。

新たな貿易の枠組みの下での日本農業と食品産業のあり方（武本 俊彦）は、今後の日本農業と食品産業の在り方について、歴史的な考察も踏まえて俯瞰したものである。なかでも、これまでの「集中メインフレーム型経済システム」のもとでの「プロダクト・アウト型」システムから脱皮して「マーケット・イン型」の経営システムへ転換する必要性とともに、これまでの「縦割りによる上からの全国一律」の制度システムから「地域分散・ネットワーク型」経済システムへ転換する必要性についての著者の指摘は、WTO協定や地域貿易協定による貿易ルールをより客観的にとらえて主体的にこれらを援用する見地からも、重要であると言えよう。

⁶ 2014年3月29日に開催された日本農業経済学会大会で筆者（林）が行った指定討論を論文化し「農業経済研究」（第86巻第2号、2014年）に掲載されたものを了解を得て転載した。

3. 貿易枠組み変化の影響分析手法と影響分析事例

貿易枠組み変化の影響分析は、ウルグアイ・ラウンドの影響分析をはじめ、NAFTA や様々な FTA に関して行われてきている（こうした様々な影響分析のサーベイは 2011 年度に行った⁷⁾）。影響分析には一国の経済や世界全体への経済厚生や GDP に与える影響を評価する一般均衡分析のほか、特定の産業部門や特定品目についての影響を評価するための部分均衡分析がある。前者の一般均衡分析手法としては、応用一般均衡モデル（Computable General Equilibrium Model）（CGE モデル）があり、なかでも GTAP⁸⁾モデルが知られている。こうした影響分析手法は、しだいにモデルの標準化とデータの共通化によるオープンソース化が進められて来ているが、農業や特定の農産物に対する影響評価の見地からはその利用に限界が存在し、それを補完するためにも農業や特定の農産物に対する影響評価には部分均衡モデルが使用される傾向がある。

近年の TPP の影響評価に見られるように、ともすれば結果数値のみが注目され、影響評価の前提条件や利用された分析モデルについては軽視して議論される傾向がある。こうしたことから、貿易枠組みの影響評価に当たっては、影響分析の経済分析モデルに関する諸問題を理解した上で、影響評価を行うことが極めて重要である（このほか、使用するデータをめぐる問題や需要構造の変化といった要素も考慮しなければならない。これらについては、2012、2013 年度に検討を行った⁹⁾）。

中でも、関税が撤廃された後に、割高な国産品が、安価な輸入品により代替される度合いをどの程度に想定するかで影響評価結果に大きな差が生じることは、よく知られている。この問題は、輸入国の消費者が原産国などの情報により消費行動をどのように変化させるかを、別途経済分析を行って確認した上で、実態に合った輸入品による国産品の代替率を影響分析に用いることで、恣意的な代替率の想定とそれによる影響予測において発生する大きな歪みを回避することが可能になると考えられる。この観点から、我々は非仮想的な状況のもとで消費者の「支払意志額」（Willingness To Pay）を計測する実験的オークショ

⁷⁾ ウィリアム・スピーグル「ウルグアイ・ラウンドに関する実証分析の概観」「北米自由貿易協定（NAFTA）に関する評価・実証分析の概観」「アジア・太平洋地域における FTA に関する見解・評価・実証分析の概観」「韓米 FTA（KORUS）に関する評価・実証分析の概観」

⁸⁾ Global Trade Analysis Project の略。これらのモデルの概観と FTA 分析への適用については清田耕造「貿易政策の実証分析」（2011 年度報告）参照。

⁹⁾ 草薙仁「日本の農産物需要構造の推移と今後の見通し」（2012 年度報告）、熊倉正修「貿易統計の論点と最近の動向」（2013 年度報告）

ン法手法に注目し、日本とタイにおいてパイロット的に実証研究を行った（理論的理解とイタリアでのオリーブオイル、韓国での米に関する実証実験調査結果は2012年度に検討した¹⁰）。

こうした観点から、今年度はまず**貿易枠組み変化の影響分析手法の可能性**として、部分均衡モデル分析と消費者の支払意思額に関する実験調査手法をとりあげた。そのうえで、**食品表示と消費者行動の関係**を理解するために、日本およびタイにおいて消費者の米に関する食味実験調査の実施と結果の取りまとめ作業を行った。さらに以上に関する政策的含意を導き出すことが可能になる**貿易の枠組みの変化に関する影響分析事例**としてオーストラリアと韓国を取りあげて、分析の対象とした。さらに、以上の経済モデルによる影響評価とはアプローチは異なるが、**農業政策の分析手法と貿易の枠組み**に関する分析と政策評価手法として歴史的な役割を果たした OECD の PSE/CSE のアプローチを取り上げ、実証事例を含めて分析を行った。

貿易枠組み変化の影響分析手法の可能性

特定の農産物に関する貿易枠組み変化の影響分析モデルとして、アーカンサス大学ワイル教授の研究グループが開発した米に関する世界の米経済をつなぐ部分均衡モデルが存在する。**部分均衡貿易モデル：アーカンサス大学グローバル米モデル（AGRM）および RICEFLOW モデル（Partial Equilibrium Trade Models: Arkansas Global Rice Model and RICEFLOW Model）**（エリック・ワイル）は、このモデルに関して筆者（弦間）が提起した質問に対する回答を中心に、このモデルを使った TPP 交渉の影響分析結果をあわせて紹介したものである。同教授とのワークショップの結果、「輸入品による国産品の代替率」（アーミントン弾力性）は影響分析結果を大きく左右する一方、その数値としてどのようなものを使用するかになお課題があることが確認できた¹¹。ワイル教授による分析モデルの適用事例である TPP による影響評価は、関税撤廃を前提に2011年と2015年の2時点で行われた（2011年の試算は2009年のデータを使用して九州大学の伊東正一教授による研究プロジェクトの一環として行われ¹²、2015年試算については2013年のデータに更新して行われ、2015年2月に米国ジョージア州アトランタで行われた米国南部農業経済学会（Southern

¹⁰ ロドルフォ・ナイガ「消費者が示す食品価値を定量化するための非仮説的検定手法」「EUの地理的表示を含む食品品質表示と消費者行動分析」、韓 斗鳳「牛肉のトレーサビリティ、米の原産国・フードマイル表示を通じた商品差別化の表示の消費者行動への影響分析——韓米・韓中自由貿易協定のインプリケーション」（2012年度報告）

¹¹ フィリピンやインドネシアについては国内需要に対する輸入量の比率が用いられ、日本と韓国については国産米志向が高いとして0.25の値が用いられている。

¹² http://worldfood.apionet.or.jp/2_wailes.pdf

Agricultural Economics Association)年次大会で明らかにされた¹³⁾。関税撤廃の効果は、経済効果分析のベースになる貿易データなどが置き換わることによっても、大きく変わることが2011年と2015年の分析結果から観察され、アーミントン弾力性のみならず、どのデータをもとに政策シミュレーションを行うかも結果を導入する際に重要な効果の決定要因となりうることが確認できた。

消費者の食品の価値を評価するための実験手法の援用——経験と教訓 (On the Use of Experimental Methods to Assess Consumers' Valuation for Food products: Insights and Lessons from Past Studies (ロドルフ・ナイガ Jr.)

は、近年様々な食品表示(原産国や地理的表示、GMO表示、フードマイル表示、温室効果ガスに関する「カーボンフットプリント」表示、動物福祉、「持続可能性」表示など)の消費者の購買行動に及ぼす影響をはじめ、環境問題や政策・事業評価にも応用範囲が広がりつつある実験調査手法の概観である。「非仮説的検定手法」を用いて様々な実験調査を行っているアーカンサス大学ナイガ教授は、実験経済学における位置づけ、様々な実験手法とその適用にあたって注意すべき事項、問題点について、先行研究をもとに重要ポイントをまとめた上で、「特にマーケティング・リサーチ分野について従来からの手法を補完する有力な手段足り得ることが明らかになってきているが、政策決定の判断材料とするためにも実験手法についてなお改善の必要がある」としている。研究会での論議の過程で、実験調査結果は消費者の支払意志額の数値とともに、被験者に対するアンケート調査の設計と評価も同じく重要であることが指摘された。アンケート調査が、被験者が母集団のなかでの偏りがないかどうかをチェックするのみならず、被験者が日常どのような購買行動をとり、どのような判断基準を持っているのかを知るための手段として、表明された支払意志額とを比較対照することでより消費者購買行動を理解することが可能となるからである。同教授によれば、これまでの実験調査を通じて「消費者はある商品に関するポジティブな情報が与えられるとより高い支払意志額を、ネガティブな情報によりより低い支払意志額を示す傾向があるが、変化の程度はポジティブな情報による引き上げ効果よりもネガティブな情報による引き下げ効果の方がより大きい」とのことである。

食品表示と消費者行動

ナイガ教授による上記の実験調査手法を韓国の消費者について調査した事例

¹³ <http://editorialexpress.com/conference/SAEA2015/program/SAEA2015.html#24>。昨年10月に公表された米国農務省 ERS の試算結果 (“Japan’s Agri-Food Sector and the Trans-Pacific Partnership,” ERS Economic Information Bulletin No. 129, October 2014) はもとより農林水産省による試算結果よりもはるかに大きな値となっている。これは、米国南部の長粒種生産地域でも単粒種米に生産がシフトすることによるものと説明された。

は、既に報告されている（2012年度報告¹⁴）。2013年度と2014年度の両年度にわたり、日本およびタイにおいて同一の手法を用いて実験調査を行った。日本における米に関する消費者行動実験調査結果——生産国（地）・品種情報による支払意思額の変化（弦間 正彦ほか）は、準備テスト調査結果（2013年度報告¹⁵）をもとに本格調査を行った結果をまとめたものである（さらにサンプル数を増加させたこの調査によっても、同じ傾向の結果が得られた）。

地理的表示制度の経済的評価と取組評価——タイにおける米の地理的表示と消費者行動およびハンガリーにおける地理的表示に関するヒアリング調査結果（弦間 正彦ほか）は、タマサート大学の研究者と共同でタイ・バンコクの消費者がジャスミン米について、地理的表示・生産地によりどのような支払意思額を示すかの調査を行った結果をまとめたものである。また、国際貿易の枠組みが大きく変わった EU の新規加盟国の事例について、独自性をもつ農産物の歴史的な蓄積があるにも関わらず地理的表示制度が自国産品を差別化するに至っていないハンガリーの事例を取り上げて、聞き取り調査で明らかになった内容を取りまとめた。ともに、国内的に地理的表示制度の認知がまだ定着しておらず、国内市場においては対象農産物・食品が差別化される段階にまで達していない事例と考えられる。

米に関する韓国、日本およびタイでの実験調査結果をまとめて整理したのが、**原産国・地理的情報の経済的価値——韓国、日本、タイにおける米の食味実験から**（林 正徳）¹⁶である。「食味実験」はしばしば「食べ比べ」ととられがちであるが、これらの実験調査の意図は、消費者の購買行動が原産国・原産地、品種といった情報によってどの程度左右されるのかを知ることにあつた。被験者の集団がどのような属性（性別、年齢、教育・所得水準など）を持ち、日常の購買行動の際に食品のどのような点に重点を置き、どのような場所で購入しているのかといった項目につきアンケート調査を通じて把握するとともに、情報を与えないブラインドテストによる支払意思額と情報を与えたうえでの支払意思額とを比較対照した。こうした実験調査は100人内外の規模ではあるものの、制御された環境下で同一の手法を用いて行うことにより、ある程度まで一般化と国際比較が可能である。これらの実験調査の結果言えることは、①消費者は「国産」であることにより高い価値を見出す傾向がある、②消費者は米

¹⁴ 韓 斗鳳「牛肉のトレーサビリティ、米の原産国・フードマイル表示を通じた商品差別化表示の韓国の消費者行動への影響分析——韓米・韓中自由貿易協定へのインプリケーション」

¹⁵ 弦間俊彦ほか「コメに関する消費者行動実験調査結果——生産国・品種、ラベル情報の違いと支払意思額」

¹⁶ 2015年2月に開催された九州大学世界のジャポニカ米研究グループ主催の「国際食料・農業政策アカデミックカンファレンス in 宮崎」で林が用いた講演資料を転載した。

のように日常消費される食品についても原産国・原産地・地理的表示や品種といった情報により高い「品質プレミアム」を与え、したがって③このような表示は「商品差別化」効果を持つ（とともに「偽装」へのインセンティブを与える）ことである。これら実験調査から導かれる政策的インプリケーションは、次の3つであろう。第一に、消費者が食品選択を行うことを助けることが目的とされる食品表示制度も、「情報が商品の価値を規定する」ことを念頭に置く必要がある。第二に、農産物や食品の生産者は、その生産物について「大量生産・大量消費型」と「少量生産・少量消費型」のどちらを選択するかによって対極的なビジネスモデルを追求せざるを得ないから、政府はそれぞれに対応した制度を用意する必要がある。最後に、昨年立法化が実現し今年実施に移される「特定農産物等の名称の保護に関する法律」に基づく地理的表示制度も、それ自体が自動的に付加価値（品質プレミアム）を生み出すわけではなく、自国とターゲットとする外国市場の消費者に対して制度の認知度を高めるとともに、対象となった農産物・食品の「品質属性」がこの制度によって保証されていることを実証するための意識的な努力を必要とする。

貿易の枠組みの変化に関する影響分析事例

近年、貿易の枠組み変化の影響分析はもっぱら FTA による「貿易自由化」の計量分析として行われている。本研究事業では、様々な FTA 締結に関して行われた「貿易自由化」の定量分析をサーベイした結果、特にオーストラリアと韓国を取り上げた。ともに「大国」ではないこと、積極的に FTA 締結に取り組んでいる——それも経済力・貿易額の大きな国々を最優先とする——こと、そして FTA 交渉に当たりその効果分析を行っている（オーストラリアの場合は慣行として、韓国の場合は法律上の義務として）点で、共通しているからである。

「貿易自由化」影響分析事例——オーストラリア 豪米 FTA（玉井 哲也）は、オーストラリアが米国との間で 2004 年に調印した米豪 FTA を中心とする分析である。オーストラリアとニュージーランドは、1983 年に発効した FTA（ANZUS）により両国間ですべての関税を撤廃しているが、WTO 発足後両国はそれぞれ同様の国々と別個に、かつ「WTO プラス」条項を有する FTA を締結するという興味深い動きを見せている（これまで両国が「相乗り」をしたのは ASEAN との FTA のみである）。オーストラリアは、EU との間では FTA 交渉開始に至っていないものの、米国とは 2003 年に交渉を開始し、翌年には調印に至った。オーストラリア政府は交渉開始に先立つ 2001 年、米国との FTA 締結により同国の GDP は 155 億ドル増加するとの評価結果を公表したが、米国との FTA 合意直後には合意内容をもとに GDP 拡大効果が当初の 3 倍の 577 億ドルとなる評価結果を公表した。興味深いのは、1 回目の推計値が「すべての関税

の即時撤廃」を前提とし、2回目の推計値がオーストラリアの関心品目である砂糖が除外され、乳製品については関税撤廃が行われないとの「現実的」な合意内容をもとにしつつ、計算方法の変更によりこのように大きな拡大効果があるとしたことである。論文は、この事情と試算方法の変更に関し詳細な分析を行っている。あえて蛇足を付け加えれば、「貿易自由化」の影響分析はもっぱら FTA 締結の経済上のメリットを説明するための手段として用いられるが、FTA の交渉開始と締結は必ずしも経済上の利害得失からのみ行われるものではない、ということである¹⁷。豪米 FTA 交渉結果がオーストラリア側の当初の「期待値」を大きく下回るものであったにもかかわらずオーストラリアが合意に踏み切ったのは、オーストラリア側に米国との FTA を通じた両国関係の密接化により「安全保障」を強化する意図があったと見るべきであろう¹⁸。

韓国の FTA の進展と影響分析——韓国農業への影響評価モデルをめぐる諸問題 (Progress, Potential Impacts of Trade Agreements: Trade Modeling Issues and Implications for Korean Agriculture) (韓 斗鳳) は、韓国の FTA 政策を俯瞰するとともに、米韓 FTA の経済効果分析を中心に「貿易自由化」の影響分析をめぐる問題を提起している。韓国は、2004 年のチリとの FTA 以降、ASEAN (2007 年)、EU (2011 年)、米国 (2012 年)、中国 (2014 年) など経済規模の大きな国々との FTA 締結を推進する戦略をとっている¹⁹ (このような FTA 戦略をとっている国にはチリがある)。韓国では、「貿易条約の合意および実施手続に関する法律」に基づき、政府は貿易条約の締結後にその国民経済、国家財政、関連産業および雇用への影響評価を行い、これを条約文書とともに国家に提出することが定められている。特に大きな論議の的となった韓米 FTA については、韓国農協組織の下部研究機関である農協経済研究所の委託を受け、高麗大学の韓教授による「事前」と「事後」の影響評価分析が行われた。この論文は、この影響評価に用いた分析モデルと政府による分析モデルとの比較検討を行い、評価結果の相違の要因として輸入品による国産品の代替率をどう設定するかにより大きく左右されること、しばしば恣意的に措定される傾向があるこの数値を国産品と輸入品についての消費者の支払意思額から得られる数値を用いるこ

¹⁷ 地域貿易協定締結の動機が多分に政策判断によるものであることは、林 正徳「主要国の地域貿易協定における SPS 条項——グローバル・ルールとローカル・ルールの「重疊化」の事例分析」(2013 年度報告) 参照。

¹⁸ Krever, T. “The US-Australia free-trade agreement: The interface between partisan politics and national objectives” (2006, Australian Journal of Political Science) に、このような指摘がある。なお、オーストラリアが米国と FTA を締結した一方でニュージーランドと米国との FTA 交渉が遅延しているのは、中東地域での「有志連合」への両国の姿勢の違いを反映しているとの指摘もある (ケルシー『異常な契約』(訳書 2011 年) 105 頁)。

¹⁹ このような韓国の FTA 戦略と農業との関係については、ウルグアイ・ラウンド農業交渉時に交渉責任者を務めた崔龍圭の「韓国の貿易戦略と韓国農業」(2011 年度報告) がある。

とにより、影響評価モデルの信頼度を高めることができることを示唆している。なお、著者によれば、中国との FTA については中国側が政治的な理由から締結を急いだことから、センシティブ品目の扱いについては関税割当制度を設けた一部の品目を除き、極めて寛大であったとのことである²⁰。

なお、これら二つの影響分析がもっぱら関税撤廃、関税枠の拡大といった市場アクセス面に関し行われており、非関税措置などルール面に関しては影響評価が行われていないことに注意しておきたい。

農業政策の分析手法と貿易の枠組み

以上は貿易の枠組みの変化がもたらす影響分析についてであるが、農業政策そのものの分析・評価手法として著名なのが OECD による PSE/CSE 分析である。よく知られているように、この分析は単なる農業政策による影響の計量評価にとどまらず、GATT ウルグアイ・ラウンドにおける農業合意の重要な柱の一つである AMS による削減約束の理論的基礎を提供した（すなわち、農業政策の分析手法が貿易ルールの内容を規定した）。**各国の農業政策の分析手法——PSE/CSE**（坪田 邦夫）は、この分析手法の開発が 1958 年の「ハーバラー報告」にさかのぼり、その後 FAO で検討が進められた結果 PSE/CSE 分析が開発されたこと、東京ラウンド終了時の GATT における農業政策に関する検討の開始とシンクロナイズした形で OECD において検討が開始されたことを明らかにした²¹うえで、PSE/CSE 分析の概要、EU、米国、日本といった主要国の分析に加え、ASEAN 諸国に関する分析結果を紹介し、先進国のみならず途上国の農業政策の評価手法としても有効であると指摘している。関連して、**坪田氏の論文についての論点・関連事項**（林 正徳）は、OECD における経済分析が GATT における農業補助政策についてのルール形成にどのように影響したのかについて、論点を整理したものである。PSE/CSE 分析については、ウルグアイ・ラウンドの準備交渉プロセスにおいても、また「交渉の枠組み」を定めたプンタ・デル・エステ宣言においても一切言及されなかった。にもかかわらず、OECD により PSE/CSE 分析結果が発表されるやなぜ農業交渉の「主導原則」となりえたのかについて、交渉理論の観点からウルグアイ・ラウンド農業交渉グループにおける論議を紹介している。

²⁰ 中国の FTA 戦略が極めて政治色の強いものであることについては、ガンジャル・ヌグロホ「ASEAN 諸国の地域貿易協定戦略の概観」「ASEAN 諸国の中国との貿易関係の概観」（2011 年度報告）参照。

²¹ 「PSE/CSE の父」とされるジョスリンほかの著書「GATT 農業交渉 50 年史」（邦訳 1998 年）も、この点については簡単にしか触れていない。

4. 今後の検討課題

今後の検討課題は、貿易ルール形成に関する交渉理論と国際経済法的なアプローチおよび貿易の枠組み変化の影響に関する経済分析アプローチの 2 つの視点から整理することができる。

貿易ルール形成

国際貿易ルールの形成という視点だけからから見ても、ここ数年間が数十年に一度の極めて興味深い局面にあることに、疑問の余地がない。WTO として最初のラウンド交渉が長期にわたる停滞期にある中、昨年のバリ合意を受けて WTO としての貿易ルール形成の取り組みが本年からどのような展開を見せるのか。地域貿易協定は、多数形成されつつあるものの米国、EU、カナダ、日本、オーストラリアといった主要国間で見た場合、米国・カナダ (NAFTA) を別に、ようやく始まったばかりというのが現状である (EU・カナダ、日豪間の交渉は 1994 年に妥結した。周知のように、米国と EU、日本と EU、日本と米国 (TPP) との交渉は 2013 年に開始されている)。一部の途上国の経済・貿易上の重要性が増してきたとはいえ、貿易ルール形成の観点からは、これらの国々が主要な交渉プレーヤーとして「制度間調整」に果たしている役割は、依然として極めて重要である。これら主要国間の地域貿易協定交渉は、本年ないし遅くとも数年内に帰趨が明らかとなろう。

こうした動きは、農業と食品分野に関する貿易ルールの観点からは、WTO 協定という「グローバル・ルール」と地域貿易協定による「ローカル・ルール」が、今後どのような展開を見せてゆくのかの見地から、注目される。なかでも、米国と EU との間での TTIP 交渉は、WTO において多くの点で対立し、地域貿易協定においてそれぞれが「囲い込み」を行ってきているだけに、両国がどのような「制度間調整」をこの交渉を通じて行うのか、ラウンド交渉と地域貿易協定交渉の新たな方向性を見出す観点からも、決定的に重要である。また、わが国が現在交渉を行っている地域貿易協定のうち、TPP 交渉と日・EU の EPA 交渉は、WTO において対立している米国 (および同様の立場をとるオーストラリア、ニュージーランド、カナダ) と EU との間で、わが国がどのような条約上の義務を課されることになるのか、またこれを国内的にどのように履行することになるのか、極めて重要な問題となると考えられる。

こうした動きを注視し分析を行うことは、今後の貿易ルール形成の方向性を正しく理解したうえで真の貿易戦略を立案し、我が国の国内制度を改革するとともにこれと整合的な貿易ルールを形成するように交渉してゆく見地から、極めて有用である。

貿易枠組み変化の経済分析

これまでの貿易枠組み変化に関する経済分析の問題点は、①枠組みの変化をもっぱら関税（枠）の削減・撤廃の側面について分析し、非関税措置もしばしばこの延長上にとらえるきらいがあること、②分析対象の産品を均一的なコモディティ（「大量生産・大量消費型」）としてとらえていること、③計量モデルがしばしば「ブラックボックス」化していることによりその科学性と客観性に過大な期待がある半面、代替弾力性やデータ処理いかんにより結果の数値に恣意的な操作の余地があることに十分な理解がなされていないことである。

これまでの研究により、消費者行動実験調査により消費者の支払意思額の計測を行った結果、消費者は商品そのものや価格以上にその商品に関する情報により購買行動が規定されることが明らかになった。このことは、品質表示制度や地理的表示が商品差別化効果（さらには別の商品としての需給関係を形成する効果すら）を有することを意味する。この事実は、消費者による信頼するに足る支払意思額の測定により、現在の計量分析モデルにおける恣意的な代替係数を信頼度の高いものに置き換えることを通じて計量分析結果の信頼性を高めるだけでなく、日本産農産物や食品の海外向けの輸出戦略を立案するうえで、マーケティング・リサーチの有力な一手法として活用可能であることを意味する。消費者の支払意思額の測定手法を用いた消費者の購買行動の調査は、わが国ではまだほとんど実施されていないことから、これをより組織的に実施してゆくことにより、国内農産物・食品を差別化するための制度設計に関する多くの有用な知見が得られることが期待される。

また、貿易枠組み変化の影響分析においてこれまで注意が払われてこなかった非関税措置や貿易外の副次的効果についても、EUにおけるFTAの影響評価分析²²において見られるように、しだいに影響評価の一部として考慮されるようになってきている。こうした要素の経済分析モデル化についてはまだ始まったばかりの感があり、これらのサーベイを行ったうえでモデルとしての精緻化の可能性を検討することは、経済分析モデルへの信頼性を高め、また適切な政策判断のための材料を提供するうえで、極めて重要である。

²² 例えば、日・EUのEPAに関し非関税措置についての影響評価分析を行った“Assessment of Barriers to Trade and Investment between the EU and Japan” (November 2009, available at http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2010/february/tradoc_145772.pdf)は、日本の農産物・食品分野についての規制措置について、食品安全や高い品質要求は削減・撤廃すべきものではないとしつつ、生産・船積・国境検査、適合性評価や不確実性のコストを国際基準との調和や両国間の制度の同等性の認証により低減することは可能であり、規制環境を改善することでEU産品の日本での販売額の5~7%相当額のコストを避けることが可能であるとしている。

(本稿は執筆者の責任において作成されたものであり、本報告書に寄稿された方々の意見・見解を代表するものではなく、それぞれの論文の紹介は執筆者の視点からなされたものである。また、本報告書に収められたそれぞれの論文において表明された意見・見解は、それぞれの執筆者個人のものである。なお、文中で敬称は省略した。)